



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*40 和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (水産振興課)..... 1

規則

和歌山県規則第40号

和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年10月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和54年和歌山県規則第89号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この規則で使用使用する用語は、法で使用する用語の例による。</p> <p>(貸付け) 第3条 知事は、法、沿岸漁業改善資金助成法施行令(昭和54年政令第124号)、沿岸漁業改善資金助成法施行規則(昭和54年農林水産省令第22号)、農商工等連携促進法、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令(平成20年政令第234号)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令(平成20年農林水産省令第48号)、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。)、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令(平成20年政令第296号)、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則(平成20年農林水産省・経済産業省・環境省令第1号)、六次産業化法、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令(平成23年政令第15号)、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則(平成23年農林水産省令第7号)、沿岸漁業改善資金助成法施行令第2条の表第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件(令和4年農林水産省告示第535号)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための</p>	<p>(定義) 第2条 この規則において「沿岸漁業」、「経営等改善資金」、「生活改善資金」及び「青年漁業者等養成確保資金」とは、法第2条に規定するものをいう。</p> <p>(貸付け) 第3条 知事は、法、沿岸漁業改善資金助成法施行令(昭和54年政令第124号)、沿岸漁業改善資金助成法施行規則(昭和54年農林水産省令第22号)、農商工等連携促進法、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令(平成20年政令第234号)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令(平成20年農林水産省令第48号)、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。)、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令(平成20年政令第296号)、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則(平成20年農林水産省・経済産業省・環境省令第1号)、六次産業化法、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令(平成23年政令第15号)、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則(平成23年農林水産省令第7号)、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令第4条第1項の表第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件(平成23年農林水産大臣告示第608号)、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に</p>

措置等を定める省令第4条第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件(令和4年農林水産省告示第536号)、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号。以下「東日本大震災特財法」という。)及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第132号。以下「東日本大震災特財令」という。)の定めるところによるほか、この規則の定めるところにより、予算の範囲内において沿岸漁業従事者等に対し、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金(以下「沿岸漁業改善資金」という。)を貸し付け、認定中小企業者又は促進事業者に対しては、経営等改善資金(別表に掲げる操船作業省力化機器等設置資金、漁ろう作業省力化機器等設置資金、補機関等駆動機器等設置資金、燃料油消費節減機器等設置資金、新養殖技術導入資金、資源管理型漁業推進資金及び環境対応型養殖業推進資金に限る。)を貸し付けるものとする。

(貸付対象等)

第4条 沿岸漁業改善資金の貸付対象、貸付限度額及び償還期間等は別表のとおりとし、償還金は毎年1回均等払いとする。ただし、東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)により著しい被害を受け、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物(その加工品を含む。)に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者で、原子力災害(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)による影響を受けているものにおいては、東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後令和5年3月31日までに県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間は、いずれも別表の償還期間等の欄に掲げる期間をそれぞれ3年延長して適用するものとする。

2 略

第5条 略

(貸付資格の認定の申請)

第8条 法第7条第1項の都道府県知事の認定(次条及び第13条において「貸付資格の認定」という。)を受けようとする者(以下この条及び次条において「申請者」という。)は、貸付資格認定申請書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、これを申請者(申請者が認定中小企業者である場合は、当該認定中小企業者と共同して農商工等連携促進法第4条第1項の認定を受けた沿岸漁業従事者等)の住所地をその地域内に含む漁業協同組合(以下「漁協」という。)を経由して知事に提出しなければならない。ただし、申請者が認定中小企業者又は促進事業者である場合は、第2号に掲げる収支計画書の添付を要しない。

(1) 事業計画書(別記第2号様式。農商工等連携促進法第8条第1項に規定する認定農商工等連携事業にあっては同法第5条第3項に規

関する法律(平成23年法律第40号。以下「東日本大震災特財法」という。)及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第132号。以下「東日本大震災特財令」という。)の定めるところによるほか、この規則の定めるところにより、予算の範囲内において沿岸漁業従事者等に対し、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金(以下「沿岸漁業改善資金」という。)を貸し付け、認定中小企業者又は促進事業者に対しては、経営等改善資金(別表に掲げる操船作業省力化機器等設置資金、漁ろう作業省力化機器等設置資金、補機関等駆動機器等設置資金、燃料油消費節減機器等設置資金、新養殖技術導入資金、資源管理型漁業推進資金及び環境対応型養殖業推進資金に限る。)を貸し付けるものとする。

(貸付対象等)

第4条 沿岸漁業改善資金の貸付対象、貸付限度額及び償還期間等は別表のとおりとし、償還金は毎年1回均等払いとする。ただし、東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)により著しい被害を受け、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物(その加工品を含む。)に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者で、原子力災害(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)による影響を受けているものにおいては、東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後令和4年3月31日までに県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間は、いずれも別表の償還期間等の欄に掲げる期間をそれぞれ3年延長して適用するものとする。

2 略

第5条 略

(貸付けの申請)

第8条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、貸付申請書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、これを申請者(申請者が認定中小企業者である場合は、当該認定中小企業者と共同して農商工等連携促進法第4条第1項の認定を受けた沿岸漁業従事者等)の住所地をその地域内に含む漁業協同組合(以下「漁協」という。)を経由して知事に提出しなければならない。ただし、申請者が認定中小企業者又は促進事業者である場合は、第2号に掲げる収支計画書の添付を要しない。

(1) 事業計画書(別記第2号様式。農商工等連携促進法第14条の特例の場合には同法第5条第3項に規定する認定農商工等連携事業計画

定する認定農工商等連携事業計画を、農林漁業バイオ燃料法第2条第3項に規定する生産製造連携事業にあっては同法第5条第2項に規定する認定生産製造連携事業計画を、六次産業化法第9条第1項に規定する認定総合化事業にあっては同法第6条第3項に規定する認定総合化事業計画を含む。)

(2)・(3) 略

- 2 知事は、申請者がやむを得ない理由により貸付資格認定申請書(前項各号に掲げる書類を含む。以下同じ。)を漁協を経由して提出することが困難であると認めるときは、当該地区を管轄する振興局長(以下「振興局長」という。)を経由して提出させるものとする。
- 3 漁協は、第1項の貸付資格認定申請書を受理したときは、速やかに振興局長にこれを送付するものとする。
- 4 振興局長は、第2項の規定による貸付資格認定申請書の提出又は前項の規定による貸付資格認定申請書の送付があったときは、速やかにこれを知事に進達するものとする。

(貸付資格の認定)

第9条 知事は、前条の貸付資格認定申請書を受理したときは、法第8条の規定に基づきその内容を審査し、適当と認めるときは、貸付資格の認定を行うものとする。

- 2 知事は、前項の規定による貸付資格の認定を行ったときは、当該申請者に対し、貸付資格認定通知書(別記第4号様式)によりその旨を通知するとともに、漁協及び振興局長にその旨を通知するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による審査の結果、貸付資格の認定を行うことが適当でないとき、その旨を当該申請者、漁協及び振興局長に通知するものとする。

(貸付けの申請及び決定)

第10条 沿岸漁業改善資金の貸付け(以下この条及び第12条において「資金の貸付け」という。)を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、第8条の貸付資格認定申請書と併せ、貸付申請書(別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の貸付申請書を受理したときは、その内容を審査し、資金の貸付けを行うことが適当であると認めるときは、当該申請者に対し、資金の貸付けの決定(以下「貸付決定」という。)を行い、及び貸付決定通知書(別記第6号様式)によりその旨を通知するとともに、漁協及び振興局長にその旨を通知するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による審査の結果、貸付を行うことが適当でないとき、その旨を当該申請者、漁協及び振興局長に通知するものとする。

(借用証書)

第11条 貸付決定を受けた者は、借用証書(別記第7号様式)を漁協及び振興局長を経由して知事に提出しなければならない。

(事業の完了及び事業実施報告)

第12条 資金の貸付けを受けた者(以下この条及び第16条において「借受者」という。)は、当

を、農林漁業バイオ燃料法第10条の特例の場合には同法第5条第2項に規定する認定生産製造連携事業計画を、六次産業化法第11条の特例の場合には同法第6条第3項に規定する認定総合化事業計画を含む。)

(2)・(3) 略

- 2 知事は、沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとする者がやむを得ない理由により貸付申請書(前項各号に掲げる書類を含む。以下同じ。)を漁協を経由して提出することが困難であると認めるときは、当該地区を管轄する振興局長(以下「振興局長」という。)を経由して提出させるものとする。
- 3 漁協は、第1項の貸付申請書を受理したときは、速やかに振興局長に貸付申請書を送付するものとする。
- 4 振興局長は、第2項の規定による貸付申請書の提出又は前項の規定による貸付申請書の送付があったときは、速やかにこれを知事に進達するものとする。

(貸付けの決定)

第9条 知事は、前条の申請書を受理したときは、法第8条の規定に基づきその内容を審査し、沿岸漁業改善資金の貸付けの可否の決定を行い、当該申請者に対し、貸付決定通知書(別記第4号様式)によりその旨を通知するとともに、漁協及び振興局長にその旨を通知するものとする。

(借用証書)

第10条 前条の貸付決定を受けた者は、借用証書(別記第5号様式)を漁協及び振興局長を経由して知事に提出しなければならない。

(事業の完了及び事業実施報告)

第11条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた者は、当該沿岸漁業改善資金に係る貸付金を受け取

該資金の貸付けを受けた日以降3か月(漁業経営開始資金にあつては6か月)以内に当該資金の貸付けに係る事業を完了しなければならない。ただし、当該期間内に貸付金の使用を完了することが著しく困難な場合は、知事の承認を受けて、この期間を延長することができる。

2 借受者は、前項の事業完了後20日以内に事業実施報告書(別記第8号様式)に適切な事業実施を証明する書類を添えて漁協及び振興局長を経由して知事に提出しなければならない。

(貸付資格の認定の取消し)

第13条 知事は、貸付資格の認定を受けた者が当該貸付資格の認定を受けた日から当該貸付資格の認定に係る事業が完了する日までの間において、当該事業に係る計画を達成することができなくなつたと認める場合は、当該貸付資格の認定を取り消すものとする。

(支払猶予の申請)

第14条 法第10条の規定による償還金の支払猶予を申請しようとする者は、支払猶予申請書(別記第9号様式)に知事が指定する者の証明書を添え、これを償還期限(分割払の場合の各支払期日を含む。)の30日前までに漁協及び振興局長を経由して知事に提出しなければならない。

(支払猶予の決定)

第15条 知事は、前条の申請書を受理したときは、審査の上、償還金の支払猶予の可否の決定を行い、当該申請者に対し、支払猶予決定通知書(別記第10号様式)によりその旨を通知するとともに、漁協及び振興局長にその旨通知するものとする。

(報告及び検査)

第16条 知事は、必要があると認めるときは、漁協又は借受者に対して必要な報告を求め、又は貸付金に関する事業の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

第17条 略

つた日以降3か月(漁業経営開始資金にあつては6か月)以内に当該事業を完了しなければならない。ただし、当該期間内に貸付金の使用を完了することが著しく困難な場合は、知事の承認を受けて、この期間を延長することができる。

2 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた者は、前項の事業完了後20日以内に事業実施報告書(別記第6号様式)に適切な事業実施を証明する物を添えて漁協及び振興局長を経由して知事に提出しなければならない。

(支払猶予の申請)

第12条 法第10条の規定による償還金の支払猶予を申請しようとする者は、支払猶予申請書(別記第7号様式)に知事が指定する者の証明書を添え、これを償還期限(分割払の場合の各支払期日を含む。)の30日前までに漁協及び振興局長を経由して知事に提出しなければならない。

(支払猶予の決定)

第13条 知事は、前条の申請書を受理したときは、審査の上、償還金の支払猶予の可否の決定を行い、当該申請者に対し、支払猶予決定通知書(別記第8号様式)によりその旨を通知するとともに、漁協及び振興局長にその旨通知するものとする。

(報告及び検査)

第14条 知事は、必要があると認めるときは、漁協又は沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた者に対して必要な報告を求め、又は貸付金に関する事業の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

第15条 略

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第8条関係)

沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書

沿岸漁業改善資金助成法第7条第1項の規定に基づき、経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画を作成したので、沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定を申請します。

年 月 日

和歌山県知事 様

所属漁協名 _____

住所 _____

(フリガナ)

氏名(又は名称及び代表者職氏名) _____

電話番号 _____

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式（第8条関係）

その1

経営等改善措置に関する事業計画書

（経営等改善資金のうち新養殖技術導入資金、資源管理型漁業推進資金、環境対応型養殖業推進資金以外の資金）

1 総括表

申請者	購入設置する機器等			購入設置費	申請額
	種類名称	台（セット）数	単価		
			千円	千円	千円

（注）申請者が認定中小企業者又は促進事業者である場合は、申請者欄に連携先の沿岸漁業従事者等の氏名を括弧書きで記載すること。

2 設置計画

資金種類	機器等の種類名称	メーカー型式名称	メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	装備する漁船	購入又は設置の予定時期
					登録番号 WK — 船名 総トン数 漁業種類 進水年月日 所有者氏名	

3 資金計画

購入設置費	資金調達方法		
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円			
	千円	千円	千円

事業計画書作成上の留意事項

- 1 機器等について基準を示してあるものについては、基準を満たしていることが分かるカタログ、取扱説明書若しくは設計図又はこれらの写しを添付すること。
- 2 資金種類欄には操船作業省力化機器等設置資金等ごとの種類を記入すること。
- 3 メーカー型式名称欄には購入予定機器等のメーカー呼称型式のあるものにつき記入すること。
- 4 メーカー名称及び施工者名称欄には購入予定機器等のメーカー名称及び取付け又は装備を行う施工者の名称を記入すること。
- 5 機器等の内容欄には施設の性能若しくは出力、制御する施設の出力又は工事の内容及び範囲等を記入すること。この場合において、同内容のカタログ又は見積書等をこれらの記載に代えて添付することができる。

〔例〕 自動操舵装置 磁気コンパスパイロット式

操舵機 電動〇kW

遠隔操縦装置 推進機関〇kW用

動力式釣り機 〇漁業用、電動〇kW

ラインホーラー 巻上げ速度〇m/min

ネットホーラー 巻上げ速度〇m/min

漁獲物等処理装置 漁獲物等の水揚げ作業又は水揚げ後の漁獲物等の処理作業の省力化の内容

補機関 〇用〇kW（動力取出装置のみの場合にあっては取出し出力〇kWとして記入すること。）

漁船用環境高度対応機関 〇kW

定速装置 〇〇用

安全カバー装置 揚網機駆動軸カバー〇製

揚^{びょう} 錨 機カバー〇製

揚網機安全装置 船曳^{びき}網用、底曳網用、〇〇用

漁獲物の横移動防止装置 魚槽 長さ〇m×幅〇m×深さ〇mを〇個に仕切る。

荷止板 〇製長さ〇m×幅〇m×厚さ〇cm×〇枚

隔壁 〇製厚さ〇cm〇枚設置（防熱〇材厚さ〇cm）

魚溜め 〇製長さ〇m×幅〇m×深さ〇m

レーダー反射器 多板組立式有効反射面積〇m²（吊^{つり}下式）

無線電話 〇Hz〇W

レーダー反射器付ブイ 多板組立式有効反射面積〇m²

その2

経営等改善措置に関する事業計画書(新養殖技術導入資金)

1 総括表

申請者						購入設置費	A+B+C+D		千円
養殖水産動物の種類						申請額	千円		
内容	養殖施設の内容	施設の名称(メーカー名)	数量	単価	金額	購入又は設置時期			
				円	A千円	年 月 日～ 年 月 日			
	種苗の購入	種苗の大きさ	数量	単価	金額	購入時期		購入先	
		cm		円	B千円	年 月 日			
	種苗の生産	費	費	費	費	合計	生産数量	生産時期	
	千円	千円	千円	千円	C千円		～ 年 年		
その他	餌料の購入	餌料の種類	数量	単価	金額	購入時期		購入先	
			kg	円	D千円	年 月 日			
養殖技術の内容									
経営の概況	現在								
	今後								

(注) 申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合は申請者欄に連携先の沿岸漁業従事者等の氏名を括弧書きで記載し、連携先の沿岸漁業従事者等が取り組む内容を記載すること。

2 資金計画

購入設置費	資金調達方法		
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円	千円

その3

経営等改善措置に関する事業計画書(資源管理型漁業推進資金)

1 総括表

申請者	購入設置する機器等			購入設置費	申請額
	種類名称	台数	単価		
			円	千円	千円

(注) 申請者が認定中小企業者又は促進事業者である場合は、申請者欄に連携先の沿岸漁業従事者等の氏名を括弧書きで記載すること。

2 実施計画

(1) 資源管理措置

ア 資源管理の内容

資源管理対象漁場	
管理対象水産資源	
管理対象漁業種類	
資源管理の実施者	
水産資源の管理の方法	
取決めの有効期間	
取決めに違反した場合の措置	
その他	

(注) 申請者が認定中小企業者又は促進事業者である場合は、連携先の沿岸漁業従事者等が取り組む内容を記載すること。

イ 資源管理措置に必要な機器等

種類	名称	購入若しくは設置予定、保有済み又は共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの			
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期	装備する漁船
						登録番号 船名 総トン数 進水年月日 所有者氏名

(2) 低利用・未利用資源の開発・利用

ア 低利用・未利用資源の開発・利用の内容

低利用・未利用魚種		漁獲時期	月～	月
開発・利用の方法				

(注) 申請者が認定中小企業者又は促進事業者である場合は、連携先の沿岸漁業従事者等が取り組む内容を記載すること。

イ 低利用・未利用資源の開発・利用に必要な機器等

種類	名称	購入若しくは設置予定、保有済み又は共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの			
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期	装備する漁船
						登録番号 船名 総トン数 進水年月日 所有者氏名

(3) 付加価値向上措置

ア 活魚出荷を行う場合

(ア) 活魚出荷の内容

対象魚種		活魚出荷量	年間	t
活魚出荷の方法				

(注) 申請者が認定中小企業者又は促進事業者である場合は、連携先の沿岸漁業従事者等及び認定中小企業者がそれぞれの取り組む内容を記載すること。

(イ) 活魚出荷に必要な機器等

種類	名称	購入若しくは設置予定、保有済み又は共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの			
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期	装備する漁船
						登録番号 船名 総トン数 進水年月日 所有者氏名

イ 加工を行う場合

(ア) 加工の内容

対 象 魚 種		加工量(原料魚)	年間 t
加 工 の 方 法			

(注) 申請者が認定中小企業者又は促進事業者である場合は、連携先の沿岸漁業従事者等及び認定中小企業者がそれぞれの取り組む内容を記載すること。

(イ) 加工に必要な機器等

種類	名 称	購入若しくは設置予定、保有済み又は共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期

その4

経営等改善措置に関する事業計画書（環境対応型養殖業推進資金）

1 総括表

申請者	購入設置する機器等			購入設置費	申請額
	種類名称	台数	単価		
			円	千円	千円

（注）申請者が認定中小企業者又は促進事業者である場合は、申請者欄に連携先の沿岸漁業従事者等を括弧書きで記載すること。

2 実施計画

(1) 漁場環境適正化管理の内容

環境適正化管理対象漁場	
管理対象養殖魚種	
環境適正化管理の実施者	
環境適正化管理の方法	
管理協定の有効期間	
管理協定に違反した場合の措置	
その他	

（注）申請者が認定中小企業者又は促進事業者である場合は、連携先の沿岸漁業従事者等が取り組む内容を記載すること。

(2) 養殖漁場環境の悪化防止措置

ア 投餌の内容・量・方法の改善の内容

現在の投餌の状況	
改善後の投餌の状況	

(注) 申請者が認定中小企業者又は促進事業者である場合は、連携先の沿岸漁業従事者等が取り組む内容を記載すること。

イ 投餌の内容・量・方法の改善に必要な機器等

種類	名称	購入若しくは設置予定、保有済み又は共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期

(3) 養殖魚の安全性の確保措置

ア 薬品・漁網防汚剤の使用適正化の内容

現在の使用状況	
改善後の使用状況	

(注) 申請者が認定中小企業者又は促進事業者である場合は、連携先の沿岸漁業従事者等が取り組む内容を記載すること。

イ 薬品・漁網防汚剤の使用適正化に必要な機器等

種類	名称	購入若しくは設置予定、保有済み又は共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期

(注) 申請者が認定中小企業者又は促進事業者である場合は、連携先の沿岸漁業従事者等が取り組む内容を記載すること。

(4) (2)及び(3)に関連して必要な機器等

種類	名称	購入若しくは設置予定、保有済み又は共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期

3 資金計画

購入設置費	資金調達方法		
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円	千円

(注) 漁場環境適正化管理協定の写しを添付すること。

その5

生活改善措置に関する事業計画書(生活改善資金)

1 総括表

申請者	氏名	家族員	父 母 本人 本人の妻 夫 子供 人
			兄弟 人 内沿岸漁業従事者 人
		世帯主との続柄	
経営の概況	主たる漁業種類	漁船総トン数	隻
	漁業所得	万円	世帯総所得 万円
養殖業の概況	養殖の種類	養殖の方法	
	養殖尾数	施設数	
	年間生産量	施設面積	
	年間生産額	世帯総所得	

2 事業計画(資金使途)

生活合理化設備資金	住居利用方式改善資金	改善を必要とする理由	
(1) し尿浄化装置改良便槽 (2) 自家用給排水施設 (3) 太陽熱利用温水装置 (主たる改善工事に◎印を付けること。)	(1) 居間 寝室 子供室 老人室 (2) 炊事場 食事室 (3) 浴室 便所 洗面所等 (4) 家事室 更衣室 土間等	施工予定	
		着工	年 月 日
		竣工	年 月 日
工事内容 工事面積…… 改善工事の構造内容…… 仕上げの種類……		資材購入費	千円
		工事費	千円
		合計	千円

3 資金計画

総事業費	資金調達方法			備考
	沿岸漁業改善資	自己資金	その他	
千円	千円	千円	千円	住公借入の有 無 制度融資借入の有 無

4 普及指導員の意見

普及指導員氏名

(印)

その6

生活改善措置に関する事業計画書（婦人・高齢者活動資金）

1 総括表

申請主体の名称	代表者の氏名	参加人数		
		総計	男	女
		人	人	人
申請主体の概況				

(注) 構成員の年齢構成については、概況欄に記入すること。

2 事業計画

貸付対象活動の態様及び内容	事業実施に必要な経費			
	機器、設備、材料等	員数	単価	金額
活動の態様			円	千円
活動の内容及び方法				
	計			

(注) 活動の態様は、例えば「まだい養殖」、「うに加工」というように記入すること。

その7

青年漁業者等育成確保措置に関する事業計画書（研修教育資金）

1 総括表

申請者		自ら研修を受ける者又は使用者の別	
申請額	人 千円		
研修を受ける機関名又は漁家（国外研修にあっては派遣機関名）	国外 国内		
上記所在地（住所） （国外研修にあっては研修を受ける国）			
研修の名称 （研修コース名）	教育・試験研究機関等研修 漁家研修	海外研修 資格取得講習	（研修コース名）
研修期間	年 月 日～ 年 月 日（日間）		

2 従業者の技能改善、資格取得計画（使用者）

	現況	過去3年実績	将来計画			
	年月日		年度	年度	年度	計
従業員数	・ 人					
研修機関（部門）						
研修人員						
研修機関（部門）						
研修人員						
研修人員計						

その8

青年漁業者等育成確保措置に関する事業計画書(高度経営技術習得資金)

1 総括表

申請者	購入する機器等			購入費 千円	申請額 千円
	種類名称	台数	単価 円		

2 導入する機器の利用計画

導入する機器 の利用計画	
-----------------	--

3 資金計画

購入費	資金調達方法		
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他

その9

青年漁業者等育成確保措置に関する事業計画書

(経営開始資金のうち部門経営開始資金を除く資金・漁船漁業用)

1 総括表

申請者				購入及び設置費	千円
開始する漁業の種類				申請額	千円
漁船の建造、取得又は改造	建造、取得又は改造の別	トン数	馬力数	金額	建造、取得又は改造の時期
		t	kW	千円	年 月 日 ~ 年 月 日
漁具の購入	漁具の名称 (メーカー名)	数量	単価	金額	購入又は設置時期
			円	千円	年 月 日 ~ 年 月 日
機器等(漁具を除く。)購入	機器等の名称	数量	単価	金額	購入又は設置時期
			円	千円	年 月 日 ~ 年 月 日
餌料の購入	餌料の種類	数量	単価	金額	購入時期及び購入先
			円	千円	年 月 日
燃料の購入	燃料の種類	数量	単価	金額	購入時期及び購入先
			円	千円	年 月 日
その他					

2 漁業経営開始計画

(1) 漁業経営開始の動機

(2) 家族構成と労働

氏名	続柄	年齢	住所	漁業従事 日数 (予定)	漁業従事 内容 (予定)	備考 (漁業経歴：学校、研 修、雇われ漁業等)
	本人					

(3) 資金計画

	事業内容		資金調達方法			備考
	機器等の種類	金額	沿岸漁業 改善資金	自己資金	その他	
1年目						
2年目						
3年目						
合計						

(注) 2年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記入すること。

3 経営の基本的方針（将来構想を含む。）

(注) 本資金により漁業経営の基礎を形成し、一定の所得が得られるようになった後、漁業経営をどのように発展させていくかについて、できる限り具体的に記入すること。

その10

青年漁業者等育成確保措置に関する事業計画書

(経営開始資金のうち部門経営開始資金を除く資金・養殖漁業用)

1 総括表

申請者					購入及び設置費	千円
開始する漁業の種類					申請額	千円
内容	漁船の建造、取得又は改造	建造、取得又は改造の別	トン数	馬力数	金額	建造、取得又は改造の時期
			t	kW	千円	年 月 日 ~ 年 月 日
	養殖施設の内容	施設の名称(メーカー名)	数量	単価	金額	購入又は設置時期
				円	千円	年 月 日 ~ 年 月 日
	種苗の購入	種苗の種類及び大きさ	数量	単価	金額	購入時期及び購入先
			cm	円	千円	年 月 日
餌料の購入	餌料の種類	数量	単価	金額	購入時期及び購入先	
			円	千円	年 月 日	
その他						

2 漁業経営開始計画

(1) 漁業経営開始の動機

(2) 家族構成と労働

氏名	続柄	年齢	住所	漁業従事 日数 (予定)	漁業従事 内容 (予定)	備考 (漁業経歴：学校、研 修、雇われ漁業等)
	本人					

(3) 資金計画

	事業内容		資金調達方法			備考
	機器等の種類	金額	沿岸漁業 改善資金	自己資金	その他	
1年目						
2年目						
3年目						
合計						

(注) 2年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記入すること。

3 経営の基本的方針（将来構想を含む。）

(注) 本資金により漁業経営の基礎を形成し、一定の所得が得られるようになった後、漁業経営をどのように発展させていくかについて、できる限り具体的に記入すること。

その11

青年漁業者等育成確保措置に関する事業計画書

(経営開始資金のうち部門経営開始資金・漁船漁業用)

1 総括表

申請者				購入及び設置費	千円	
開始する漁業の種類				申請額	千円	
内容	漁船の改造	トン数	馬力数	金額	改造の時期	
		t	kW	千円	年 月 日 ~ 年 月 日	
	漁具の購入	漁具の名称 (メーカー名)	数量	単価	金額	購入又は設置時期
				円	千円	年 月 日 ~ 年 月 日
	機器等(漁具を除く。)購入	機器等の名称	数量	単価	金額	購入又は設置時期
				円	千円	年 月 日 ~ 年 月 日
	餌料の購入	餌料の種類	数量	単価	金額	購入時期及び購入先
				円	千円	年 月 日
	燃料の購入	燃料の種類	数量	単価	金額	購入時期及び購入先
				円	千円	年 月 日
その他						

2 自家経営の概要

(1) 経営主との関係

申請者の年齢		経営主との続柄	
経営主の氏名		経営主の年齢	
経営主の住所			

(2) 経営主の経営概況

経営規模及び販売金額				所得(千円)	
漁業種類	使用漁船トン数	漁獲量	販売金額(千円)	漁業所得	
				漁業所得	
				漁業外所得	
計				計	

3 漁業経営開始計画

(1) 開始しようとする部門経営の計画の概要と将来の構想

(2) 資金計画

	事業内容		資金調達方法			備考
	機器等の種類	金額	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他	
1年目						
2年目						
3年目						
合計						

(注) 2年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記入すること。

その12

青年漁業者等育成確保措置に関する事業計画書

(経営開始資金のうち部門経営開始資金・養殖漁業用)

1 総括表

申請者				購入及び設置費	千円	
開始する漁業の種類				申請額	千円	
内容	漁船の建造、取得又は改造の別	建造、取得又は改造の別	トン数	馬力数	金額	建造、取得又は改造の時期
			t	kW	千円	年 月 日 ~ 年 月 日
	養殖施設の内容	施設の名称(メーカー名)	数量	単価	金額	購入又は設置時期
				円	千円	年 月 日 ~ 年 月 日
	種苗の購入	種苗の種類及び大きさ	数量	単価	金額	購入時期及び購入先
			cm	円	千円	年 月 日
餌料の購入	餌料の種類	数量	単価	金額	購入時期及び購入先	
			円	千円	年 月 日	
その他						

2 自家経営の概要

(1) 経営主との関係

申請者の年齢		経営主との続柄	
経営主の氏名		経営主の年齢	
経営主の住所			

(2) 経営主の経営概況

経営規模及び販売金額					所得(千円)	
養殖魚種	養殖方式	養殖規模	生産量	販売金額 (千円)	漁業所得	
					漁業外所得	
計					計	

3 漁業経営開始計画

(1) 開始しようとする部門経営の計画の概要と将来の構想

(2) 資金計画

	事業内容		資金調達方法			備考
	機器等の種類	金額	沿岸漁業 改善資金	自己資金	その他	
1年目						
2年目						
3年目						
合計						

(注) 2年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記入すること。

別記第8号様式中「第13条」を「第15条」に改め、同様式を別記第10号様式とする。

別記第7号様式中「第12条」を「第14条」に改め、同様式を別記第9号様式とする。

別記第6号様式中「第11条」を「第12条」に改め、同様式を別記第8号様式とする。

別記第5号様式を次のように改め、同様式を別記第7号様式とする。

別記第7号様式（第11条関係）

収入印紙
貼 付

受理		年	月	日
受理		年	月	日
貸付決定	番号	号		
	年月日	年	月	日

沿岸漁業改善資金借用証書

資金名及び種類							
借受者の氏名（名称）							
住 所							
借入金額	千円	償還期日及び償還額	第1回	年	月	日	千円
			第2回	年	月	日	千円
			第3回	年	月	日	千円
			第4回	年	月	日	千円
			第5回	年	月	日	千円
償還期限	年	償還額	第6回	年	月	日	千円
			第7回	年	月	日	千円
			第8回	年	月	日	千円
			第9回	年	月	日	千円
			第10回	年	月	日	千円
	月	日					

本日上記のとおり和歌山県沿岸漁業改善資金を借用いたしました。ついては、和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項を承知の上、借入金の償還は、支払期日に相違なく実行することを確約いたします。

契約年月日 年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名 印

上記資金の借受けにつき、和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項を承知の上、借受者と連帯して債務を保証します。

氏名	印	住所	署名年月日

氏名	印	住所	署名年月日

（注）連帯保証人の数は、下表のとおりとする。

沿岸漁業改善資金を個人又は共同で借り受けた場合	借受額150万円未満では保証人1人以上 借受額150万円以上では保証人2人以上
沿岸漁業改善資金を団体が借り受けた場合 （理事を含める。）	保証人2人以上

沿岸漁業改善資金借用証書特約条項

(期限前償還)

第1条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた者(以下「甲」という。)は、和歌山県知事(以下「乙」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限(分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済するものとする。

- (1) 甲がこの借入金をこの証書に記載した資金の目的外に使用し、又は借入後長期にわたり使用しないとき。
- (2) 甲がこの資金の借入れに際し、又はその借入れ後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において乙に対して虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事項の報告を怠ったとき。
- (3) 甲が和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則第13条の規定により貸付資格の認定の取消しを受けたとき。
- (4) 甲が仮差押え、差押え若しくは競売の申立てを受けたとき又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき若しくは自ら申し立てたとき。
- (5) 甲が支払を停止し、若しくは手形交換所から取引停止処分を受けたとき、又は清算に入ったとき。
- (6) 甲が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (7) 甲が乙に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限内に弁済しなかったとき。
- (8) この借入金により改良又は取得された機器等が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、担保に供され、又は公用収用されたとき。
- (9) 甲が和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
- (10) その他乙の債権保全上著しい支障があると認められたとき。

(報告)

第2条 甲は、事業実施後20日以内に乙に対し、事業実施報告書を提出するものとする。この場合において、団体で借り受けた場合には、事業実施報告書に個人別内訳を明記し、各人の確認印を押印するものとする。

- 2 甲は、乙の指示するところに従い、経営状況その他必要な事項を乙に報告するものとする。

(弁済の充当)

第3条 甲及び甲の保証人は、弁済充当の指定権が乙にあることを承認する。

(違約金)

第4条 甲は、弁済期限の到来する日又は期限前償還を要求された場合における乙の指定する期日に償還金の支払をしないときは、その期日の翌日から支払の日まで、支払うべき金額に対し、年12.25パーセントの違約金を乙に支払うものとする。

- 2 甲は、沿岸漁業改善資金助成法第10条の規定による支払猶予の申請をした場合において支払期日を過ぎて支払猶予をしない旨の決定があった場合においても前項の規定による違約金を支払うものとする。

(連帯保証人)

第5条 表記連帯保証人は、この契約に基づく甲の一切の債務について甲と連帯して甲と連帯保証人間の契約のいかんにかかわらず、これの履行の責めを負うものとする。

(連帯保証人の追加等)

第6条 甲は、乙が保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じるものとする。

- 2 乙は連帯保証人の変更に関し甲から申出があり、これを適当と認められたときは、その変更を承認するものとする。

(履行の請求の効力)

第7条 乙が、連帯保証人の一人に対して履行の請求をしたときは、甲及び他の連帯保証人に対しても、その履行の請求の効力が生じるものとする。

(個人情報取扱)

第8条 甲及び連帯保証人は、乙及び沿岸漁業改善資金に係る収納事務委託先の漁業協同組合がこの契約に関して知り得た甲及び連帯保証人に関する個人情報を効率的な債権管理のために必要な範囲で共有することを承認する。

別記第4号様式中「第9条」を「第10条」に改め、同様式を別記第6号様式とする。

別記第3号様式の次に次の2様式を加える。

別記第4号様式（第9条関係）

水第 号
年 月 日

様

和歌山県知事 印

沿岸漁業改善資金貸付資格認定通知書

年 月 日に申請のあった沿岸漁業改善資金（ 資金）の貸付資格の
認定については、貸付けを受けることが適当であると認められるため、沿岸漁業改善資
金助成法第7条第1項の規定により、これを認定します。

別記第5号様式(第10条関係)

沿岸漁業改善資金貸付申請書

沿岸漁業改善資金貸付規則第10条の規定に基づき下記のとおり沿岸漁業改善資金(資金)の貸付けを受けたいので申請します。

年 月 日

和歌山県知事 様

所属漁協 _____

住所 _____

(フリガナ)

氏名(又は名称及び代表者職氏名) _____ 印

電話番号 _____

受付	漁協		年	月	日	番号	
	振興局		年	月	日		

資金	種類	償還期間 (据置期間を含む。)	据置期間	資金交付 希望月日	借り受けようとする事業費及び申請額		
					事業計画	事業費	申請額
		年	年		千円	千円	千円

(注) 資金交付希望日は、特に希望がある場合のみ記入すること。

連帯保証人	住所	氏名	申請者との続柄

担保物件	
------	--

償還計画											委託 漁協
1年目		2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	
月 日	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	
	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	

申請者の概要	
氏名又は名称	
現在営んでいる事業の開始の時期	
現在営んでいる事業の概要	
団体設立の時期	
資本金の額又は出資総額	
常時使用する従業者数 (又は会員数)	

(注)1 受付欄は、漁協及び振興局で記入するので記入しないこと。

2 現在営んでいる事業の概要には、主な漁法、主要な魚種及び主要な漁場を時期別に記載すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。